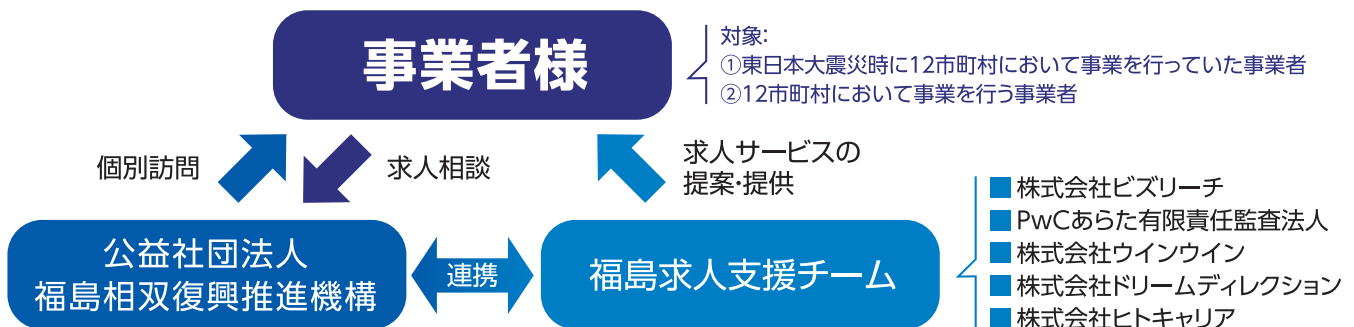


人材採用のための 求人活動を支援します。 福島求人支援チームのご紹介



この度、経済産業省から委託を受け12市町村※における人材確保支援事業の運営を行います「福島求人支援チーム」と申します。福島相双復興推進機構と連携し、専任の人材コーディネーターを配置し、事業者様の人材採用をサポートします。

※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村



POINT 1 事業者の事業および採用の現状と計画をお伺いし、求人作成ツールにより採用ホームページを作成します。

POINT 2 Web・紙問わず、様々な求人広告の中から適した媒体を選定し掲載のご提案をいたします。

POINT 3 ガイドブックやセミナーを通じて、応募から採用まで事業者様のフォローをします。

→ ご支援開始時に求人作成ツール利用に関する同意書への記入をいただきます。
また、当支援経由での採用決定時に入社者の方へのアンケートに対応いただきます。

令和2年度 経済産業省委託事業 **福島求人支援チーム**

事業運営会社:株式会社ビズリーチ

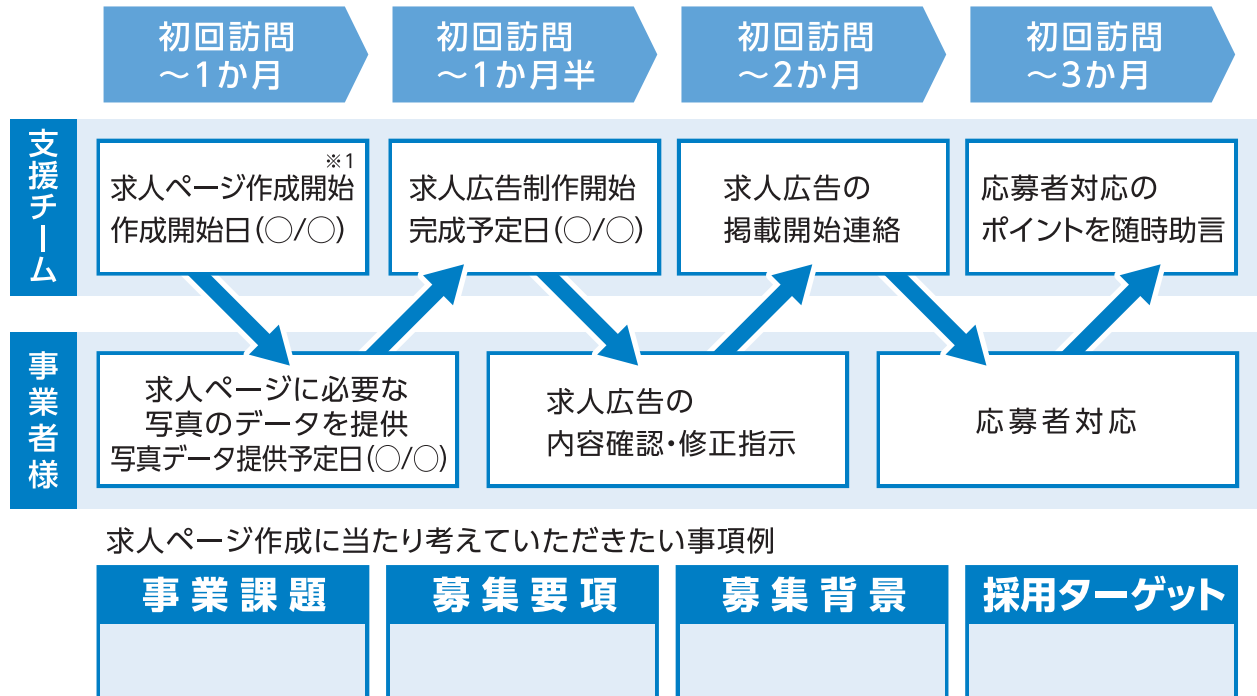
協力:公益社団法人 福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

E-mail info.fukushima@bizreach.co.jp

事業者様ご支援の全体像

- 現在顕在化している貴社求人ニーズの充足に向けて、募集活動の直接支援を行います。
- 募集活動支援の過程において成功ノウハウを提供し、貴社採用力のさらなる向上を図ります。

支援の流れ(イメージ)



※1 無償でインターネット上に募集の掲載が可能。

当支援事業のゴールイメージ

- 以上の支援プログラムを通じ、下記のような状態を目指します。

募集・選考領域

- ① 自社の状況に合わせて必要な人材のターゲットを絞り込む
- ② 魅力的なPR効果で応募率を上げる
 - ・ 最新のデータをもとに求職者に響く情報を提供
 - ・ 無料求人募集の活用
 - ・ さまざまな求人サービスの知識が身につき、将来的に採用サービスのより良い選択が可能になる
- ③ 選考時の積極的なPR、スピード対応

● 最初の成功体験

● 再現性

● 継続的な人材確保

定着・活躍領域

- ① 選考の見極めポイントの明確化
- ② 選考時の業務・条件・待遇面の適正な説明について
- ③ 採用者の入社前に行う会社案内、社員紹介、事前研修などのレクチャー
- ④ 入社後の「早期活躍」、「定着」を目指す面談を実施(入社後から半年以内)

令和2年度 経済産業省委託事業 福島求人支援チーム

事業運営会社:株式会社ビズリーチ

協力:公益社団法人 福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

E-mail info.fukushima@bizreach.co.jp

事業者様向けセミナー のご案内

支援の終了後も事業者様が主体的に採用活動を行えるよう、本事業で培った採用ノウハウの基盤構築や採用に対する意識を醸成し、より良い求人の制作方法や面接・面接のテクニック、就職者の定着率向上を図るためのセミナーを随時開催していきます。また、外国人材活用における新たなセミナーを企画検討しています。

昨年度実施セミナーのご紹介

① ミドル・シニア合同就職面接会

南相馬市と楡葉町を会場にミドルシニアの方向けの求人を集めた合同就職面接会を実施しました。



② 採用力向上セミナー (求人制作編、面接力向上編、定着率向上編)

南相馬市といわき市を会場に求人制作編、面接力向上編、定着率向上編の計3種類のセミナーを各2回・合計6回実施しました。



今年度実施予定のセミナー

① 採用力向上セミナー

求人制作、面接、定着という採用活動における一連の流れに沿った内容でセミナーを実施予定です。参加できない事業者様向けに動画のご準備もいたします。

※状況に応じてWebセミナーや動画での提供となる場合がございます。



② 外国人材の活用に関するセミナー

外国人材に関して必要となる情報提供を目的としたセミナーを実施予定です。

※状況に応じてWebセミナーや動画での提供となる場合がございます。



令和2年度 経済産業省委託事業 福島求人支援チーム

事業運営会社:株式会社ビズリーチ

協力:公益社団法人 福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

E-mail info.fukushima@bizreach.co.jp

就職・転職に伴う転居支援のご案内

転居支援の詳細

給付条件

- ①対象となる方: 本委託事業において対象とした事業者に雇用され、職場が被災12市町村の中にあり、3か月以上の雇用契約が見込める方。
- ②引越し距離: 現在のお住まいから引っ越した場合、通勤距離が短縮されていること。
- ③負担した金額: 給付対象項目の合計額が10万円以上の場合
- ④領収書の提出: 負担した金額の領収書の原本を提出すること

被災12市町村

田村市 南相馬市 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町
川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯舘村

給付要件

- ①申請期日: 令和3年3月15日(月) 事務局必着(原則)
- ②給付時期: 受付月末締め、翌月内

※ご不明な点やご質問などございましたら下記お問合せ先までご相談下さい。

給付内容

金額		給付対象項目
負担した金額	給付金額	
35万円以上	30万円	①引越し業者利用費
30万円以上～ 35万円未満	25万円	②荷物の搬入業者利用費
25万円以上～ 30万円未満	20万円	③家電設置費用
20万円以上～ 25万円未満	15万円	④引越し時交通費 (鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、レンタカー代、ガソリン代 ※最短距離計算になります)
15万円以上～ 20万円未満	10万円	⑤賃貸住宅契約に係る礼金 (2ヶ月分まで)
10万円以上～ 15万円未満	5万円	⑥賃貸住宅契約に係る 仲介手数料 (1ヶ月分まで)
10万円未満	給付無し	⑦引越しに伴う宿泊費 (引越元と引越先の最短距離に限定し、経由不可) (1泊のみ、1人1万円まで)

※就職者とともに転居する家族分についても対象とする

支払い不可項目 ▶ ①家賃 ②敷金 ③引越し先検討時の情報収集費用 ④原状回復費 ⑤通信費 ⑥事業者への謝礼金 ⑦事業者以外への謝礼金
⑧清掃・クリーニング費用 ⑨家財道具購入及び処分費用 ⑩各種証明書取得費用 ⑪引越し時に生じた損害に対する補償費用

令和2年度 経済産業省委託事業 福島求人支援チーム

事業運営会社:株式会社ビズリーチ

協力:公益社団法人 福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

E-mail info.fukushima@bizreach.co.jp